時事新報

讀メール新聞

國會議員の年齡と題せる時事新報の論文に付横濱のメール新聞は異論を唱へ我輩は既に兩度までも辨駁せしが昨日の同紙上に於て又もや長々しく論ずる所ありたり其趣意を案ずるに過般記者が述べたる所と更に異なる廉もなく要するに前言を繰返へすに過ぎざれば我輩も之に答へんとすれば亦同じく前言を繰返さゞるを得ず故に其等の點は更に云々するを止め唯記者の參考の爲めに重ねて寄言せんとするは府縣會議員の一事なり記者は之に論及せずして却て日本は西洋を崇拜するものとなし西洋の事術を修めたる者には頗る重きを置くの有樣ゆゑ若しも國會議員の年齡を二十五歳としたらば此等の過激なる青年輩は必ずや議員に當撰すべし國會の精神に非ざるなりと申せしなれども我輩はみれを然らずとして實例を府縣會に求めたり蓋し府縣會は國會と能く相似たるものにして其景況を見るときは議員の年齡二十五歳以上の定めなれども實際廿五歳の者は求むれども見えずして夫れより以上三十歳以下の議員は總數の五分ゝ猶は少なきか位のものあり洋學尊崇の時代と云ふと雖も事實は抹殺するに由なかるべし我輩が國會の議場に青年輩の現出するを嫌ひたるは記者の既に熟知する所ならん是は獨り我輩のみならず全國撰擧人の多數は何れも然るもゝの如志何ぞ濫に故なくして被撰の區域を擴張するの説をなさんや法律を寛にすると嚴にするの得失は既によく〱みれを知れり要、立論の標準にあるのみ

電報

○西郷伯　京都四月三十日午後特發
西郷伯の一行は昨日午後大坂より着直ちに中村樓に投宿せり

○收税長の巡回　福井四月卅日午前特發
宮原本縣收税長は縣下各郡巡回の途に上れり

○鳥尾子　熱海四月廿九日午後特發
子爵鳥尾中將は今朝出發歸京せり

○奈良清之助氏　弘前四月三十日午後特發
奈良清之助氏は本日當地に着せり

○英國總理大臣の演説　倫敦四月廿七日發
ソールズベリー侯はブリストンに於ける演説に於て議に提出したる軍艦新造費の事を辨護し外寇襲ひ來るの恐れあるに會は袖手して傍觀するは智者の事にあらず又愛蘭に獨立政府を設くるは新に敵を作るが如しと論じたり

○同盟罷工の會議　同上
石炭坑夫三十萬人の總代相會してノッチンハムに會議を開き六月末に大擧して同盟罷工を起すべしとの評議一決せり　（以上二件ジャパンメール）

○奴隷禁止の議　倫敦四月十一日發
亞弗利加の奴隷賣買を禁止せんとして活潑なる商議あり多分諸強國の間に會議を開くならん

○サモア事件　同上
英獨米の三國は伯林に於てサモア事件の會議を催す筈は同國議院の軍艦を各一艘づゝとする事に同意したり

○スミス氏を饗す　倫敦四月十二日發
市中の商人は大藏大臣スミス氏が下院に保守黨の首領として盡力せるを謝する爲め饗宴を催したり

○バーテル氏の辨護人　倫敦四月十三日發
バーテル審問事件バーテル氏の辨護人チャーレスラッセル氏の演説に氏はバーテル氏其他の寃を雪ぎ愛蘭人民の名譽を恢復したりと演べたり

○マロッコ政府の償金　同上
マロッコ政府はケープジュビーの虐殺（先きにマロッコの兵士がジュビー岬に於て一名の英人を殺したりとの電報あり）に二萬五千弗の償金を拂ふたり　（以上五件新嘉坡新聞）

○東蒲塞の駐在總官死す　巴里四月十二日發
佛領東蒲塞の駐在總官シャンビヤ氏はマルセーユに於て死去し第十八軍隊の長官其他葬儀に會したり

○武將軍罪せられんとす　巴里四月十三日發
高等法院を開いて撿事長は白耳義へ逃れし武將軍、ヂロン伯、エンリー ローシフォール等の罪を數へ刑を求めたり

○高等法院に反對す　同上
保守黨の國會議員は集會を催し滿場一致にて高等法院に反對したり

○犯罪取調委員長　倫敦四月十四日發
武將軍に對する犯罪取調事件は數週間に亘るならんと云ふ、メルラン氏が取調委員長を命ぜられたり

○愛國同盟會を脱す　同上
以前保守黨の新聞記者にして武將軍が撰擧されしとき常時盡力せしチボール氏及び武將軍黨の議員ミセラン氏は愛國同盟會の委員たるみとを辭したり　（以上五件ハヴァステレグラム）

宮廷録事

○樞密院臨御　聖上には昨三十日午前十時五十五分樞密院へ臨御午後零時五分入御遊ばされたるよし

○嘉仁親王殿下　には一昨二十九日學習院へ成らせられ御歸途第一師團第一聯隊營へ御立寄在らせ給ひたるよし

○能樂堂行啓　皇太后宮には本日午前八時三十分皇后宮には同九時三十分御出門にて芝公園內の能樂堂へ行啓在らせ給ふ旨昨三十日仰出されたるよし

○宮城拜觀　今度宮內省にては昨二十二年十一月廿八日附同省廣告の末項に該當せる者へ宮城拜觀を許し日割及時限は本月十五日、十九日、二十六日、六月二日、十六日、二十三日にて何れも午前十時より午後三時迄なりといふ

雜報

○樞密院會議　同院にては昨三十日午前十時頃より伊藤、寺嶋の正副議長を始め各顧問官書記官等出頭して會議を開き聖上にも臨御在らせられ有栖川宮、三條、大隈、山田、大山、榎本、後藤の六大臣も參列し午後二時頃一同退出したりと

○內閣會議　各大臣は昨三十日定時より內閣へ參集し午前は樞密院の會議に列し正午よりは閣議を開き午後四時頃退出したり當日黒田、松方、井上の三大臣は不參なりしと

○進級條例改正の風説　先年政府は官吏の進級條例を定め高等官は就職滿五年判任官は滿四年を經過するにあらざれば進級する能はざるの制を定め一方には情實を以て漫に知友の昇級を催すか如き弊害を矯めたれども又或は其有爲の人士中未だ其才能を充分に現はす高地位を得ざりし者は最早や官海に驥足を伸ばすの餘地なきを見て却て民間の事業に就きたるも多く尚又長官の大に登用すべき見込の人材なきにあらざれども現在の位置其任に適當せざる場合あるなど右も左も總て法律規則に制せられ各局部の重役其人を得ざる趣きは何れの官衙も皆同一にして已に三四年來の經驗に於ては到底多少の改正を要せざれば實際事務の活動上差支ありとの説多しとのことなるが近頃內閣に於ても官吏登用規則は暫く從前の儘になし置くも進級條例丈は至急改正を加へんとの評議ありと云ふ

○地方官上京の次第　各縣の知事或は書記官等は目下陸續上京する由なるが毎年內務省に於て開設する諮問會は本年二月憲法發布に付き召集せし折柄既に濟みたれば是等の爲めならずして今回の上京は市町村制の實施と云ひ衆議院議員撰擧其他縣治上に關し特に松方內務大臣が召集諮問すべき廉あるが爲めありとか左ればにや一同打揃ふ迄にはあらずして用濟の上は順次歸縣するものなりと聞けり

○山形臨時縣會の中止　山形縣臨時縣會は去る廿五日より開會し其翌廿六日には當南村山郡役所處分議案の一次會に取掛りしが其中止の命を蒙りしも亦此の議案に外ならずそも南村山郡役所は是迄山形の市中に設けありしも今度柴原同縣知事が之を上ノ山町に移轉する事に內決せしが其跡に殘る不用の土地建物の由來を追想せば之を公賣に附して得たる金額を全く地方税の雜收入中に編入するも當初の寄附者に對し心に快からざるのみならず處置頗る穩當を缺けりとて扨ては其處分方を臨時會の議に付したる者なれど此の原案の議事に上るや議員は何れも同郡役所移轉の理由を説明せざる以上は處分の本議にも取掛り難しとて只管其説明を求めしに番外は何れも其請求を以て議案外の餘事として官に應せざるのみか郡衙移轉の事たる固是知事職權內の事にして當然決行して差支なく況して區町村編制村をも鑒みて其の儀を定めざるに於てはとて更に説明を與ふる氣色なきより議員中には知事の臨場を求むべしと主張せしものありしが少數にて消滅し夫れより其翌廿七日に渉りては知事の處分其當を失して吾々議會の權利を侵害せしものなれば宜しく法制局の裁定を請ふべしとの議論盛にして遂に出席議員四十二名中廿七名の過半數にて裁定説に決し直に委員三名を撰擧せしより議長は取敢へず右の趣を知事に申告せしに知事は即時に府縣會規則第九條第三項に依り臨時縣會を中止すとの旨を達したれば議員は何れも既に歸郡の途に就きし由尚ほ其の具状書の要點を擧ぐれば柴原縣知事が地方經濟に關係ある南村山郡役所移轉の事を毫も議會に諮らず隨意に其達を發したるは吾々議會の權限を蔑視し且つ法律の見解を誤りたるものあり云々といふにありと而して件の處分案は全く常置委員會の諮問には付せざりしものなりと山形よりの報

○果して商人派の手に落ちたり　横濱市會議員の三級撰擧は地主派の勝利となり又最も爭ひの焦點と聞えたる二級撰擧は敢なく地主派の敗北にて商人派の勝利に歸し昨日施行したる一級撰擧も豫期の如く果して商人派の手に落たり是れにて都合三十六人の議員の中其三分の一は地主派、殘り三分の二は商人派の占むる所となり昨年以來互に公民會、同好會抔を設立して準備に急がしかりし同市會議員撰擧も遂に商人派の凱旋にて一と先づ落着するみとゝはなれり扨昨日は撰擧人も僅

に十三…
無事に…
午十二時…
茂木保…
邊福…
小野光…
以上若…
右の外…
點二票は…
開票の…
り一級…
ちたれ…
定し又…
るべし…
○時任…
も濟み…
○英國…
横濱に…
○宮司…
れたり…
○大嶋…
同管下…
共に昨…
○赤川…
よて上…
○奈良…
日 桑…
電報達…
○侍從…
は一昨…
利の兩…
○末松…
京した…
○遠山…
京音樂…
○武官…
たりと
○叙任…
任山…
非職ヲ命…
○武官…
免本職…
免本職…
休職…
休職…
免本職…
屯田兵本…
○長途…
制し來…
縣下足…
り又同…
日より…
中隊と…
○土地…
眉岸本…
三氏共…
りと
○未返…
多く勝…
聲は一…
なかと…